

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、託送約款等に定める供給側計量期間または供給側検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 24（使用電力量の算定）(6) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう計量期間等は、前月の託送約款等に定めるそのお客さまの属する検針区域の計量日（以下「計量日」といいます。）から当月の計量日の前日までの期間といたします。

24 使用電力量の算定

- (1) 30分ごとの使用電力量は、お客さまの供給地点に係る30分ごとの託送約款等に定める接続供給電力量（以下「接続供給電力量」といいます。）といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (3) 低圧電力、臨時電力および農事用電力の料金の算定期間の使用電力量は、

(2)にかかわらず、料金の算定期間の季節別の使用電力量を合計した値といたします。

なお、料金の算定期間の季節別の使用電力量は、季節別に30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (4) 当社は、(2)または(3)によって算定された使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、お客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量は、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。
- (6) 従量制供給のお客さまについて、計量器を取り付けない場合のお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量は、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

25 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 23（料金の算定期間）(1)の場合で計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する計量日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

26 日割計算

- (1) 当社は、25（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表 6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表 6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。
- (2) 25（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。
- また，25（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

27 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は，次の日に発生いたします。
- イ 当社が当該一般送配電事業者等からお客様の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。
- ロ 農事用電力のお客様の1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後に一般送配電事業者等からお客様の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。
- (2) お客様の料金は，支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- イ お客様と当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は，一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生するものの支払義務発生日またはお客様と当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して

30日目といたします。

ロ 28 (料金その他の支払方法) (5) の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

- (4) 支払義務発生日または支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、当社は、支払義務発生日または支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

28 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いは、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしていたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

29 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を28（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金

を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。